

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく避難住民に関する郡山市認可保育所入所児童の保育料の免除に関する要綱

平成24年3月29日制定  
[ こども部こども育成課 ]

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律98号。以下「法」という。）に規定する避難住民の児童で法の施行前から広域入所により市内の認可保育所で保育を受けていたもの（以下「避難児童」という。）の保育料の納入義務者の負担の軽減を図るため、郡山市保育所条例（昭和40年郡山市条例第53号）第6条第3項の規定による免除について、必要な事項を定めるものとする。

(保育料の免除)

第2条 市長は、東日本大震災による被害のため避難児童に係る広域入所分の保育料が法第2条第1項に規定する指定市町村（以下「避難元団体」という。）により免除されていたときは、当該免除の割合（当該免除の割合の変更又は取消しがあった場合にあつては、当該変更又は取消しの後の割合とする。）により、当該避難児童に係る平成23年度分の保育料を免除するものとする。

(免除の申請)

第3条 前条の規定により保育料の免除を受けようとする者は、平成24年3月31日までに郡山市保育料免除申請書（第1号様式）に、避難元団体の保育料免除決定通知書の写し（保育料の免除の割合が分かる避難元団体の通知書等の写しを含む。）を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同日までに提出することが困難な特別な事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(免除の決定通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、速やかにその内容を調査し、その可否を決定したときは、その旨を当該申請書を提出した者に対し、郡山市保育料免除（却下）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により保育料の免除を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る保育料の免除の決定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行し、平成24年1月分以後の月分として徴収する保育料について適用する。

第1号様式（第3条関係）

郡山市保育料免除申請書

郡山市長

避難先住所

避難元住所

申請人 納入義務者氏名

印

電話番号

携帯電話番号

平成23年度保育料の納付が困難であるため、次のとおり保育料の免除を申請します。

- 1 避難児童の氏名
- 2 避難児童の生年月日
- 3 入所している保育所名
- 4 申請の理由

東日本大震災における原子力発電所の事故により郡山市に避難し、広域入所により郡山市の認可保育所に入所し、かつ、東日本大震災による被害のため避難元団体において保育料の免除を受けていたため。

第2号様式（第4条関係）

郡山市保育料免除（却下）決定通知書

平成 年 月 日

様

郡山市長



平成 年 月 日付けで申請のありました平成23年度分の保育料の免除について、次のとおり決定したので通知します。

避 難 児 童 の 氏 名	
決 定 の 区 分	全部免除                      一部免除                      免除しない
免 除 す る 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
保 育 料 の 額	円 (月額                      円× か月)
免 除 す る 額	円
差引納付すべき保育料の額	円
免 除 し な い 理 由	

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。